

平成26年6月18日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成26年6月18日（水曜日）午前10時開会

出席委員（4名）

委員長 西村勝男君

副委員長 志子田吉晃君

委員 浅野敏江君 菊地進君

出席議長団（2名）

議長 佐藤英治君

副議長 曾我ミヨ君

欠席委員（1名）

高橋卓也君

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	桜井史裕君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
健康福祉部長 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼庶務係長	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君		

会議に付した事件

議題 議案第42号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議案第43号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 平成26年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第49号 平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第50号 平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第51号 平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○西村委員長 暑いので、クールビズ対応でどうぞよろしくをお願いします。

それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議の欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員の1名です。

本日の審査の議題は、議案第42号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第47号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例及び塩釜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第49号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第50号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第51号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」の7件であります。

これより議事に入ります。

議案第42号、43号、47号ないし51号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたしております案件でございますが、「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」など7議案でございます。

各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 それでは、保険年金課から、議案第42号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号5、平成26年第2回塩竈市議会定例会議案と資料番号8、平成26年第2回塩竈市議会定例会議案資料をご用意いたします。

初めに、資料番号5の10ページ、11ページをごらんください。10ページ、11ページです。

本条例案は、地方税法等の一部改正に伴いまして、関係法令と同様の措置を講ずる必要があることから、所要の改正をするものであります。

主な改正の内容といたしましては、所得税及び住民税において、金融所得課税に係る損益通算の範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴いまして、国民健康保険税につきましても、これに準じて課税対象所得の範囲を見直す必要がございますので、所要の改正を行うものであります。

本条例の施行につきましては、平成29年1月1日といたしまして、平成29年度分の国民健康保険税から適用しようとするものであります。

なお、資料番号8、第2回市議会定例会議案資料44ページから47ページ、こちらにつきましては新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に 議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

資料番号8の第2回市議会定例会資料の50ページをごらんいただきたいと思います。50ページでございます。

1の趣旨といたしましては、東日本大震災による被災者であって、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入してこられた被災者の被保険者の国民健康保険税について、平成26年度分も引き続き減免を行うため所要の改正をするものでございます。

2の減免の対象となる世帯でございますが、原子力災害対策特別措置法の規定によるいわゆる警戒区域や計画的避難区域、緊急時避難準備区域、そして特定避難勧奨地点、いわゆるホットスポットと呼ばれるところから避難または退避のために本市に転入されたご世帯が対象となります。

3の減免の対象となる保険税額につきましては、これまで平成25年分の保険税までを対象として減免を実施しておりましたが、改正後におきましては平成26年度分がこれに加わりまして、平成25年度分、平成26年度分の保険税につきましては、納期が平成27年の3月31日までの間に設定されている保険税が新たに対象となります。

4の減免の申請についてでございますが、平成25年度分の減免を既に受けている方、こちらの場合につきましては申請なしで減免を適用させていただきます。ただし、新たに転入されていらした世帯等につきましては、こちらで情報がございませんので、転入手続の際に前住地等の確認をしながら申請をいただくことになります。

5のその他といたしまして、国からの財政支援でございますが、国の示す基準で減免を行った場合には、国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される予定になって

おります。

なお、同じ資料の48ページから49ページにつきましては、新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第42号、議案第43号についての説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活福祉課からは、議案第47号についてご説明いたします。

資料No.5の24ページと資料No.8の70ページをあわせてお開きください。

議案第47号「議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてです。

まず、資料No.5の24ページでご説明いたします。

この条例は、提案理由にございますように、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、いわゆる障害者総合支援法の26年度分の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、資料No.8の70ページをごらんください。

条例の新旧対照表です。この第10条の2第1項第2号をごらんください。

右側の現行にあります障害者総合支援法の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項が左側の第5条第11号に改正になります。これは、障害者総合支援法の施行により、第5条第10号の規定が第16号の規定に一元化されるため、この法律では第11号が10号に、第12号が11号に、以下1号ずつ繰り上がることになりました。このことで70ページと71ページの新旧対照表のように、この法律を引用した本市2条例に条項のずれを生じたため、それを修正するものでございます。

生活福祉課からは以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 それでは、議案第48号「平成26年度一般会計補正予算」の長寿社会課にかかわります補正予算についてご説明させていただきます。

恐縮でございますが、6月定例会資料No.7の補正予算説明書、9ページ、10ページをお開き願います。9ページ、10ページでございます。

第3款民生費1項5目介護保険費420万8000円の補正であります。東日本大震災での被災者に対する介護保険サービスの利用者負担額の減免を行うため、介護保険事業特別会計、こちら介護保険事業勘定でございますけれども、そちらのほうに繰り出しを行うというものであります。なお、詳しくは介護保険事業特別会計でご説明いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 塩竈市一般会計補正予算のうち、生活福祉課関係予算をご説明いたします。

同じ資料のNo.7の9ページないし10ページをお開きください。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費20節扶助費に東日本大震災遺児福祉手当として60万円を計上しております。これは、平成26年3月26日付で塩釜ゾンタクラブから本市に対し、東日本大震災遺児に対する支援金として100万円の寄附があり、本市では寄附金をふるさとしおがま復興基金に平成25年度予算で積み立てを行いました。今般、その財源をもとに平成26年度及び27年度の2カ年で東日本大震災遺児福祉手当として支給するものです。

対象は、東日本大震災で親を亡くした遺児で、平成26年4月1日現在二十までの方を対象としており、平成26年度では6名が対象です。支給額は1人当たり10万円を支給するものです。

支給目的は、福祉手当として、遺児の教育、養育、生活費として活用いただき、遺児の健全な育成に資するものでございます。

平成27年度は2名の方が21歳となりますので、27年度は対象者は4名となります。

次に、歳入をご説明いたします。

同じ資料の5ないし6ページをお開きください。5ないし6ページです。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金として60万円計上し、説明の欄にありますように、先ほどお話ししました歳出の災害救助費に充当するものでございます。

生活福祉課からは以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、被災者健康支援事業についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号7番、平成26年度塩竈市一般会計補正予算説明書の11ページ及び12ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第4款衛生費第1項第1目保健衛生総務費といたしまして、被災者健康支援事業費832万円を計上してございます。

内容といたしましては、東日本大震災後の生活環境の変化等による健康状態の悪化を早期に発見し予防することを目的といたしまして、健診の受診機会のない世代の市民の皆様を対象に実施する特別健診の費用でございます。

内訳といたしましては、事務補助のためのパート賃金といたしまして61万8,000円、特別健診のご案内、受診券の作成等の事務費といたしまして需用費10万1,000円、受診券等の郵送などの通信運搬費といたしまして役務費25万7,000円、医療機関等に対する特別健診の健康診査委託料といたしまして734万4,000円、合計832万円の増額補正をお願いする内容でございます。

続きまして、事業の歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ及び4ページにお戻り願ひたいと思ひます。

第15款県支出金第2項第3目衛生費県補助金といたしまして、歳出予算と同額でございます832万円を計上してございます。

続きまして、事業の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号8番、定例会議案資料の85ページ、平成26年度被災者健康支援事業についてをお開き願ひます。

1 目的についてでございますが、先ほど歳出予算でご説明申し上げました内容について記載しておりますので、ごらんいただければと思ひます。

3 対象とさせていただきますのは、18歳から39歳までの市民の皆様でございます。

4 健診の内容につきましては、基本健診及び詳細健診でございます。具体的な健診項目につきましては、それぞれ資料の(1)及び(2)に記載してございますので、ご参照をお願いいたします。

5 健診費用につきましては、国の補助を活用させていただきますため、受診される市民の皆様の自己負担についてはございません。

6 財源となります国庫補助でございますが、基本健診分といたしまして6,900円、詳細健診分といたしまして3,500円のそれぞれ定額補助となっており、補助率は10分の10、県の間接補

助金として交付され、平成26年度の単年度補助事業となっております。

7 健診期間及び8の健診会場につきましては、10月1日から来年2月28日の間におきまして指定された医療機関において受診していただく予定でございます。

申し込み方法及び10の周知方法につきましては、保健センターへの電話、ファクスによりお申し込みをいただく予定としており、広報8月号により周知を図ってまいります。

12事業費及び財源につきましては、先ほど歳入歳出予算でご説明申し上げました内容について記載してございますので、ご参照願います。

健康推進課からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、保険年金課から議案第49号「平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

資料番号7の21ページ、22ページをお開きください。21ページ、22ページになります。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億443万3,000円とするものであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

同じ資料の25ページをごらんください。25ページ、26ページになります。

説明の都合上、歳出予算のほうから先に説明をさせていただきます。

第1款総務費におきまして、専決第15号でご報告申し上げました低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置に対応するための電算システムの改修費用といたしまして、こちら1款2項1目賦課徴収費の中で電算業務委託料といたしまして233万3,000円を増額し、総務費の総額を4,788万8,000円とするものであります。

次に、27ページ、28ページをごらんください。

第2款保険給付費につきましては、先ほどご説明申し上げました議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」に関連する項目といたしまして、財源内訳の部分におきまして、その他の部分で3万1,000円を減額いたしまして、その分の振りかえとしまして国・県支出金に3万1,000円を増額とするものでございます。

同様に次の29ページ、30ページに記載しております3款後期高齢者支援金等につきましても、同様の措置としてその他から国・県支出金に1万円を、次の31ページ、32ページに記載して

おります第6款介護納付金、こちらにつきましても、その他から国・県支出金に8,000円を財源振りかえしております。こちらにつきましてもその他の部分につきましては、国民健康保険税の収入という部分からの国・県支出金に振りかえているというものになります。

次に、同じ資料の23ページをごらんください。

歳入でございます。

第1款国民健康保険税につきましては、先ほどの原発の被災者に対する税の減免相当額といたしまして、1款1項1目、こちらから4万9,000円を減額しております。この減額によりまして、歳入の第1款国民健康保険税の総額は14億6,244万6,000円となります。こちらの内訳といたしましては、医療給付費分現年課税分から3万1,000円を、後期高齢者支援金分現年課税分から1万円を、介護納付金現年課税分から8,000円をそれぞれ減額しております。

次に、4款国庫支出金につきましては、総額で238万2,000円を追加して、総額を17億3,842万2,000円とするものであります。

内訳といたしまして、2項1目財政調整基金、こちらにつきましては、電算システムの改修費用分としまして233万3,000円、これに加えて原発避難者に対する国保税の減免の補填分、こちらといたしまして1万1000円の合計で234万4,000円を追加しております。

また、2目の災害臨時特例補助金につきましては、原発避難者に対する国保税減免に対する補填分といたしまして3万8,000円を追加しております。原発避難者に対する国保税の減免費用につきましては、こちらの特別調整交付金と災害臨時特例補助金、合わせて4万9,000円の全額が補填される予定であります。

議案第49号の説明は以上です。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 遠藤長寿社会課長 それでは、議案第50号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

恐縮ですが、6月定例会資料No.7の補正予算説明書33ページ、34ページをお開き願いたいと思います。33ページ、34ページでございます。

歳入歳出予算事項別明細書総括表であります。歳入歳出ともに3,366万円を補正し、総額48億8,566万円とするものであります。

補正額3,366万円でありますけれども、介護保険事業の翌年度3月分は次年度に計上するルールとなっておりますので、今回は11カ月分として計上するところであります。

今回の補正の理由でございますけれども、原発事故での避難者2名分の介護保険料免除と東日本大震災に係る介護保険要保護者負担額の免除に伴うものであります。

介護保険利用者負担免除を行う条件でございますけれども、4つの条件に全て該当する方になります。1つ目としては、所得要件として被保険者が属する世帯の世帯員全員が住民税非課税であること、また住まいの罹災の程度が全壊または大規模半壊であること、それと主たる生計維持者が死亡もしくは行方不明になったこと、最後になりますけれども、住宅を解体し、被災者生活再建支援法により全壊扱いになっていることとあります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

37ページ、38ページをお開き願います。

上の段、第2款介護給付費補正額3,366万円、介護給付費総額を46億9,839万6,000円とするものであります。その内訳として、1項介護保険サービス等諸費であります。1目居宅介護サービス等給付費1,683万円です。3,360万円の補正のうち、こちらは50%の利用を見込んでおります。

続きまして、2目施設介護サービス給付費、1346万4,000円、こちらは40%の利用を、4目地域密着型介護サービス給付費336万6,000円、こちらは10%の利用を見込んでおります。

次に、歳出の補正予算でございます。

戻りまして、35ページ、36ページをお開き願います。歳入の内訳でございます。

第1款保険料です。こちらは7万3,000円の減額でございます。これは、原発事故での避難者に対する保険料免除分であります。原発事故に係る財源振りかえの款項目ですが、第3款2項4目介護保険災害臨時特例補助金7万,200円と、下段のほうなんですけれども、第7款繰入金2項1目の397万7,000円の中に1,000円が含まれております。

次に、第3款国庫支出金から第7款繰入金についてご説明いたします。

第3款から第7款までにつきましては、介護保険の負担割合に応じて補正予算を計上しております。

3款1項1目介護給付費負担金として605万8,000円、2項1目調整交付金として476万5,000円であります。

次に、第4款支払基金交付金であります。こちらは、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料交付金で、1項1目介護給付費交付金976万2,000円の補正であります。

次に、第5款県支出金であります。1項1目介護給付費負担金488万1,000円の補正でありま

す。

最後になりますが、第7款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金、これは介護保険給付費の保険者負担であり、420万8000円、2項1目財政調整繰入金398万7000円は、第1号被保険者負担分と特別調整交付金が交付されるまでの立てかえ分をそれぞれ計上しております。

介護保険事業特別会計補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第51号「塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

同じ資料、資料No.7の41ページ、42ページをごらんください。

本補正予算は、原発事故により本市に避難されている被災者の方に対する後期高齢者医療制度保険料の減免措置に対応するため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれを6,000円減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,109万4,000円とするものであります。

同じ資料の43ページをごらんください。

歳入につきましては、1款1項後期高齢者保険料、こちらにつきましては、普通徴収分、1項2目の普通徴収保険料分から6,000円を減額しております。

次のページをごらんください。45ページ、46ページでございます。

歳出につきましては、2款1項後期高齢者広域連合納付金、こちらにつきましては6,000円を減額しております。こちらは、保険料の収納分で6,000円を減額されることによりまして、納付金分もそれに合わせての減額をさせていただいているところです。

議案第51号の説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。志子田委員。

○志子田委員 おはようございます。

何点かお聞きします。今回の6月の補正ということでございますけれども、今順番に説明聞いたので、細かいところまでいろいろ補正で何千円という単位まで全部予算を直してくるんだなと思って感心して聞いておりました。

それで、金額はわかったんですけれども、事業の中身が、なぜ補正なのかというちょっと疑問点がありますので、第50号の介護のほう、今の資料No.7の33、34、37、38で50号の説明を聞きました。補正しますと。1目、2目、4目で3366万円になると。ここが今回の民生のほ

うの補正の金額では一番大きな金額かなと思うんですけども、金額はわかったんですけども、ほかのところの補正に比べてここはそれだけの金額があるんですけども、事業全体の事業名しか書いていないし、あと、それからほかのいろんな資料を見ても実際の補正する中身が、ただ金額だけが何で補正でこんなにふえてしまったのかというその理由がよくわからないので、そこのところがわかると、市長さんの最初の挨拶にもありましたので、賛同賜りますようにということでありますから、なぜ6月補正でこの3,366万円変更しなきゃいけないのか、その辺のところをちょっと中身の説明をお願いします。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今回の補正の中身ということなんですけれども、こちら24年に東日本大震災の減免の関係で行っています。今回、非課税者並びに大規模半壊ということで、それは圧縮という言葉を使っていいかどうかかわからないですけども、それでもって全体を、1年間なんですけれども、3672万円ほどかかるんじゃないかということで、その中身としては利用者の方の10%の負担分について国・県・市の間でそれぞれ負担していきましょうということでの計上になってございます。その中で居宅、これは利用者として大体150人ほど利用されるんですけども、そのほかにも施設だったら40人ほど、あと地域密着型だったら、恐らくこれ推定なんですけれども、十四、五人ほど、今のところ200人ほどの利用者を想定しているんですけども、そういった感じで11カ月ほどなんですけれども、3660万円の補正をしたという状況でございます。よろしくをお願いします。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

だから、その最初の大前提のところの説明があれば、ああ、そのことでこのぐらいの補正がなるんだということがわかるんですけども、ただ資料にはその前提となるこの事実のところは何も書いていないのね。ただ金額ふえますということで、どこか書いてありましたっけ。俺、余りいつも理解力がないような発言していますけれども、その大前提のところがかこうかこういうことなので今回の補正ですということになると、そうするとすぐに何も思わないで、もうすぐこの補正、やっぱりそういう事業のための、そしてそれに基づいて計算したら3000万円ぐらいかかるのだなと、これは当然この補正予算には賛成するべきだなとすぐピンとくるんですけども、その辺の前提のところの説明がちょっと足りなかったんじゃないかなと思うんですけども、その辺工夫をお願いしたいと思います。今のは終わりです。

それと、きょうの民生常任委員会の最初のこの資料、今回初めてだなと思って、こういうふうにいるる款項目ごとに詳しく、それから担当の説明する課長さんの名前も出してもらったので、すごくわかりやすい説明つけていただいたなと思ったので、これは最初に言うべきだったかな。でも、こういうことで金額とか何かはわかったんだけど、そのもとになる意味がわからないと、ちょっと私の頭では、金額とか数字とかそういうのは担当の部課長さんはもうしっかりと緻密に計算されてやられているから、その数字のことについては私は信用してぜひとも補正してくれという気持ちはあるんですけども、その意義がわかるようなきょうの議案資料なんかでも、ここの50号というところは、資料としては数字の資料しかないわけですから、その辺、しっかり言ってくれと、この委員会もすぐに大いに賛成というふうになると思うんですけども、その辺これからもよろしくお願ひしたいと思います。何かあればお願ひします。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 委員おっしゃったように、ちょっと資料が抜けていましたので、次回から努めさせていただきます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしくお願ひします。

私みたいな、そのことだけ考えている、専門でやっている人はもう言わなくても当然だと思うところをこの委員会では、そのの大前提のところを問題にして議論していくと思うので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、次のことを聞きます。49号のことで、資料No.7の21ページ、22ページで金額は説明しておられました。電算システム改修で233万円かかるんだと。それで、毎年毎年やっぱり改修しなきゃないからこのぐらい233万円なのか、あるいは最初の予算でも電算システムで予算計上されていると思うんですけども、その後、システムを変更する補正で何か新しい事実でもできたのか、その辺のところを、単なるシステムの改修というだけだとマルを出しているのかバツを出しているのか理解しがたいところがあるので、その辺の説明をいただければ助かるんですけども、お願ひします。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今回の電算システム改修につきましては、平成26年の税制改革の一環であります国民健康保険の被保険者の低所得の方に対する保険税の軽減措置の拡充と

いう部分を受けまして、それに合わせて電算システムを改修する必要が生じたために233万3000円を計上させていただきました。

6月に補正させていただいた理由といたしましては、3月31日に公布されました地方税法の関係の改正を受けておりますので、どうしても当初で計上できなかった部分になりますので、その辺をどうぞご了解いただければと存じます。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

後で説明するつもりでそのところを説明しなかったのか質問を待っていたのかどうかわかりませんが、そういう根本的な原因のところの理由、もう数字のことは信用していますから、だからそこを言ってもらおうと、賛同賜りますようにと言われたんですけども、本当にもうすぐにでも賛成というふうに言いたいところですけども、その辺、その課はもう常識だと思っても、この審議するほうの委員会の議員はまた別のことも幅広く考えなきゃいけないものですから、専門のところをその理由を言ってもらおうと助かるんです。理由はわかりました。それで、233万円ぐらいのやっぱり効果が、もう当然それをやらないとできないから、何か軽減措置するから軽減措置したほかに233万円もかかるんだということになるとダブルで軽減しているような感じになるんですけども、233万円かかった以上に何かいいようなことでも言ってもらえると大いに賛成なんですけれども、こうすることによって。あるいは、私は何回も聞いていますけれども、例えば保険料の12回払いしたようなときのそういう効果とか、費用かけるけれどもこういう効果があるというところで、効果的にはやっぱり減免だからないということなんですか。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今回の専決の第15号でご報告申し上げました内容についての改正を受けて今回233万3,000円を計上させていただいておりますが、この費用につきましては国の制度の改正ということになっておりますので、国のほうから特別調整交付金ということで、改修費用については100%補正される予定です。

費用、効果につきましては、こちら被保険者の方の税負担が下がるということになりますので、やはり税負担の公平性であるとかそういう部分でさらに保険税を納めやすい環境の一つとなるものと期待をしております。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。いいことするというのはわかっていて聞いているので、うんと宣伝するようなこと、こんなにいいことするよということを書いてもらえるとね、そう思って聞いたんです。

別なことを聞きます。資料No.8の85ページでいろいろ今回新しくやってくれるという被災者の支援事業、いいなと思って、それで多分浅野委員もこれは専門的に聞くかと思えますけれども、私はちょっと大まかなことだけ。それで、18歳から39歳までというけれども、全体のことばかり聞いて悪いんですけども、ということは40歳以上の方は市の健康診断があるけれども、この若い人たちがされていないからだといううんと当たり前の話なんだけれども、そういうところから言ってもらおうと、それならこっちも若い人たちも心配だなと、逆に若い人たちに働いてもらわなきゃいけないから病気してもらっては困るんだと、そういう意義がありますよと。それで、8月号の広報で周知してやるということで、いい事業だと思うので、これを今回支援事業として、ぜひともいろんな支援事業ある中でこれを選んだというこの意義について少し教えてもらおうと、なお事業全体に賛成して歩ける。だから、市でもここまで市民のためを考えてやっているんだからと、そういう大いに宣伝して、いいまちづくりやっているんですよということを市民に説明する説得の材料になるので、その辺のところあったら教えてください。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 今回実施させていただき予定でございます被災者の特別健診事業でございますが、今志子田委員からご説明ありましたとおり、40歳以上の方については特別健診でございますので、それよりも若い世代の方々に対しましては健康診査という受診の機会がほとんどないということでございます。東日本大震災後のそういった方々に対する健康の状態というのがなかなか把握しづらいというふうな状況でございますので、国のそういった支援も、単年度補助ということではございますが、ことしで3年目ということで実施できるということになりましたので、塩竈市としてもそういったなかなか把握できない世代に対しましてぜひ積極的に健康診査のほうを進めてまいりたいというような趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 なかなかいい事業だと思って聞きました。それで、予算的には832万円ということで、1人当たり1万400円かかるということは大体800人ちょっとだと見ているんでしょう

けれども、国保の対象者がそのぐらいいて、全員受診率がそのぐらいだということで計算してここは832万円に決めた、ここの決めた根拠だけちょっとお願いします。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 対象者といたしましては、もうちょっと多くの人数がいらっしゃるんですが、ことし3年目ということでございまして、とりあえず実績に基づきまして予算のほうは計上をさせていただいております。実績でございしますが、昨年度の実績でいいますと受診者数が643名程度ということでございますので、それよりも若干多い形で800名程度ということで予算のほうは計上させていただいております。以上でございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 1回ごとにやりとりして悪いんだけど、だから去年は何円払ってもらって受診してもらったの。今度ただになるわけでしょう。そうすると……（「毎年無料です」の声あり）去年も無料だった。そうすると、1万2000……、対象者のうちの600人しか去年はなかったけれども今回は800人は受けてもらいたいなということでやってもらいたいというのはね、はい、どうもありがとうございます。大いに8月号で宣伝してもらいたいと思います。

あとは、42号から43号、47号というのは条例の改正分ですので、そちらのほうは皆様条例改正するほうの文面づくりの専門家なので間違いないと思って私見ていますけれども、最初のNo.8の44ページ、国保税の一部対照表というのあるんですけども、この最初の「配当所得等」というのと「配当所得」、そのほかに「等」がついたところのその理由だけわかると、1回最初のやつで大まかには聞いたんですけども、だからこれ全部こういうふうに文面が変わるってそのところだけわかれば、この3本の改正条例、まず42号、それから47号はずれただけだから直したということだからそれは理由は聞かなくてもいいんですけども、42号と43号のこの文章の条例文の文字の改正のその最初の原因になった理由だけ教えてもらいたいですけれども、お願いします。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 まずは議案第42号の関係で新旧対照表の改正前、現行ですと「配当所得」となっているところが改正案では「配当所得等」に、「等」が追加されているという部分でございしますが、改正前につきましては、上場株式等に係る配当所得ということで分離課税の対象となっていたものが、こちらのほうが地方税法、所得税方法等の関係でこちらに特定公社債等の利子を追加しているということになりましたので、内容が複数にな

ったもの、それを受けて「配当所得等」というような形でさせていただいております。こちらのほうは所得税法ですとか地方税法の改正に合わせて同じ言葉を使わせていただいております。

続きまして、議案43号の関係で言葉がいろいろ変わっているということでございますが、議案43号の東日本大震災被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例のほうは実は平成23年に最初に施行したものだんですが、これから毎年毎年国から延長というような形で通達が増えておりますので、その免除の延長に合わせて、毎年毎年追加、追加、追加という形でつくっておりますので、非常に難解な条例になっております。申しわけございません。

それで、今回は、国の特別投資法の関係の条項のずれでございますとか、あとは国民健康保険税、現行ですと平成25年度分の国民健康保険税までが対象で、平成24年、平成25年度分の国民健康保険税につきましては平成26年3月31日の納期のものまでというような記載でございましたが、こちら新たにこちらが拡大され、追加された形になりまして、平成24年度分の国民健康保険税については納期が26年3月31日までのものなんですけれども、25年度分、こちらにつきましては、26年度分の国民健康保険税を追加したことによりまして、平成26年から平成27年に変更になりまして、平成27年の3月31日までが平成25年分、平成26年分の健康保険税において減免の対象になるということになっております。済みません、毎年追加している内容になって非常にわかりにくい内容になっております。大変申しわけございません。よろしく申し上げます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

何か聞いたらかえってわからなくなっちゃうような気がしてっしや、50ページに書いてあるから、記述が違ったからねと、これは文字とか字句とか中身のことじゃなくて期間の延長ですと言えばそういうことなんですけれども。それで一緒に直してもらいましたということで、ありがとうございます。きょう説明聞いて、いろいろ塩竈市でも民生委員会に関係することの今回の6月の補正、いろいろ細かいところまで考えて補正に出してきたんだということがよくわかりましたので、私の質疑は終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。浅野委員。

○浅野委員 それでは、私のほうからも何点かお聞きいたします。

資料No.8の76ページ、災害救助費で先ほどゾンタクラブのほうから寄附金が100万円あって

と、震災孤児、遺児に対する福祉手当をことしは全部で60万円と、1人当たり10万円で6人いるということでお聞きしたんですけれども、これは単年度なんですか。この中身をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ゾンタクラブから先ほどお話しいたしました26年3月26日に100万円の寄附を頂戴いたしました。そのうち26年度では60万円、27年度では40万円ということで、この事業につきましては2カ年の事業という形で実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

これ国のほうでも、さまざまなこの災害における孤児に対してぜひこういったことをということで、平成23年度の終わりのほうに国会のほうでもそういった審議がありまして、今石巻のほうでも、小学生、中学生、高校生という彼らが大人になるまでの間に奨学金、返さなくてもいい奨学金というような形で小学生10万円、中学生20万円、高校生30万円ということで支援しているというようなことをお聞きしたことがあるんですが、塩竈市の場合は、今回その寄附金をもとにということでありましたけれども、この子供たちに対するそういったお考えは今後ないのか、その辺まずお聞きしたいと思います。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 塩竈市の先ほど言いました大震災による遺児に関してですけれども、今回、福祉手当として支給することにしております。

また、今委員からお話しありましたように、奨学金でございますけれども、福祉担当ではなくて教育委員会担当でございますけれども、一つはライオンズクラブからの奨学金、これは将来返さなくていいというような先ほど委員がおっしゃったようなものです。また、ユネスコ関係の奨学金もございます。また、今委員がお話しになったのはこれだと思うんですが、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金、こういったもので遺児の方を本市でも支援していると。それに今回プラスしてのものだというようなことでございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ子どもたちにとっては、お金が全てではございませんけれども、やはり親御さんを亡く

されて親戚の方とか、それからさまざまな環境で今暮らしていらっしゃると思いますので、ぜひそういった温かい支援を続けていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、もう一点、お聞きいたします。

先ほど志子田委員のほうからも浅野さんが詳しく聞くでしようと言われたので、ご期待に応えて、85ページをお願いいたします。

平成26年度の被災者健康支援事業ですが、ことしで単年度が繰り返されて3年続いたと、結果的には。大変この支援は、平成23年度の震災当初に仮設住宅に入った方もいらっしゃるでしょうし、またこの年内において皆さんが職についているとは限らなかったと。会社にいる方はそれぞれの健康診断もあるでしょうけれども、被災によって仕事を失われた方も多くいらっしゃるでしょう。その中でさまざまな健康の不安な部分をということで厚生労働省のほうも考えられてこういった施策と続けているんだと思いますけれども、それで1つお聞きしたいことは、この3年間、塩竈市でも去年は643名の方が受診されていると。この経過について、またそれらのことまでさまざまなデータ化しているのかどうか。といいますのは、今被災者の方たちの健康状況というのは、3年間のうちでいろいろ変わってきています。1つは、当初はさまざまな理由から、喫煙者とか、それから飲酒とか、また肥満とかというふう健康状況が悪化しているというデータも出ておまして、ただ昨年、ことしあたり少し状況が落ち着いてきまして、この飲酒による部分とかがデータの的には少し下がっていると。ただし、やはり動かないということもあって、肥満の増加が見えるというようなデータも聞いております。これはある地域の話ですけれども、そこで塩竈市においては、こういったデータをとっていらっしゃるのかどうか、その辺まずちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 この被災者の健康にかかわるデータ化ということについてでございますが、こちらの被災者の特別健診につきましては、健診をいただき、その結果に基づいて医療機関のほうに診断をいただくという流れでございますが、被災者に関するそういった支援といたしましては、本市のほうでは大きく3つほどご支援させていただいているというふうな状況でございます。1つは、民間の賃貸住宅に対する調査、それから応急仮設住宅、そちらプレハブ住宅に対する調査、それから在宅で被災されました皆様ということで、大きく3つに関して調査をしてございます。民間の借り上げ住宅及び仮設プレハブ住宅につま

しては、宮城県のほうで毎年アンケート調査等の健康調査を実施いたしておりますので、そのデータをもとに塩竈のほうで特に心の健康に問題を生じている方、K6が13点以上ですとか、あと体調がとても悪い、それから浅野委員からご紹介いただきました朝から飲酒されているとか、あと独居で高齢の方、そういった方々を中心に訪問させていただいたり、健康相談に乗ったりということで、それぞれの被災された方々の健康状態の確認ということで市のほうでは実施させていただいております。以上でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。結局この健康支援事業においての出てきたデータについては、それはそのままデータ化はなさってはいないということですか。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 全体の統計としては押さえておりますが、個別に分析をしてというところまではちょっと至っていない状況にはございます。以上でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 個別というより今全体的にというのは、その傾向性、この傾向性をぜひ押さえていただきたいと思っています。過去の2年間、24年、25年というデータがあつて、ことしもなってくると、塩竈市の若い方の健康状況と同時に生活の実態が少し見えてくるのではないかなと思います。そういったものをもとにして、じゃ今後どのような支援策をしていったらいいのかという貴重な資料になると思います。決して塩竈市のほうでは、多くの皆さんが必ずしも大きく被災しているわけではないと思いますけれども、ただ塩竈市全体から見ると被災者、特にももちろん全体的な大規模半壊とか全壊とか仮設に必ずしも入っているとは限らないかもしれませんが、やはり社会全体、塩竈市の全体のそういった健康の推進状況が見えてくると、今後の施策に、また国民健康保険税等においてもいろいろな貴重なデータになるのではないかなと思いますので、ぜひその辺のことをお願いしたいなと思っています。

それから、もう一点ですけれども、申し込み方法、電話、ファクスで保健センターに申し込みとあります。これは、以前にこの年齢の方々に対しての封書でのご案内があつたかのように思っているのですが、今回もそのようなことはなさるのか。それとも、広報でだけのご案内なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 平成24年度、1年目に実施申し上げた際には、対象となる方々

に、委員言われますとおり、郵送及びあと8月の同じ時期でございますが広報等で掲載をして、さらに10月に広報というふうな形で受診の勧奨を実施してございます。昨年度につきましては、全対象者に対する個別の郵送というのは実施しておりませんで、広報による受診勧奨ということでございます。ただ、未受検者に対しましては、改めて申し込みをいただいた方に対しましては勧奨を差し上げているというところでございます。本年度につきましても、昨年と同様な取り組みで周知には徹底を図ってまいりたいとは存じております。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

広報ももちろんですけれども、若い方たちですので、ぜひその方たちの目に触れるような方法を考えていただきたいと思っております。今、本当に喫煙とか、それから飲酒というのが大分おさまってきたというような動きもありますけれども、肥満はかなり増加しているようでございますので、三大疾病につながっていく基本でありますので、ぜひその辺のことを考えていただきながら広報の周知徹底をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。菊地委員。

○菊地委員 志子田さんと浅野さんが聞いていたこの85ページの件で、健康の支援についてちょっと伺います。今浅野さんも周知関係やったんですが、今まで受けた人のももうやるということなのでいいんですが、広報だけでいいのかなというふうな、せっかくやるんだったら、ある程度対象者がわかっているんだったら、対象者個人個人にすべきじゃないかなというふうに思っています。そういった考えが、予算上どうしても使えないのか、それともかかった分は県から全額負担になると思うんですが、そういった面で5%くらいの対象者ではなく、そいつをやっぱり国保関係でいう3割とか4割くらいになるような方策は考えなかったのか、それをちょっとお答えください。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 1年目につきましては、震災直後というところでございましたので、対象者の皆様にご案内を差し上げたところでございます。2年目については、1年目の受診の実績等も踏まえて広報等の掲載で受診のほうをご案内したということでございます。今年度につきましては、菊地委員から今ご指摘、それから浅野委員からもお話しいただきま

したとおり、再度ちょっと周知の方法につきましては、予算の中で実施できるかどうかも含めまして検討させていただいて、ちょっと実施できるような方向で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 基本的には被災者の健康支援事業ということで、せっかくやるんだったらやっぱり徹底して、やっぱり健康である人がいっぱいいればいろんな面で塩竈市だっていいわけなので、そういったので傾注して頑張っていたきたいなと思っています。

それで、もう一点、指定医療機関は何件くらいあるんですか。市立病院オンリーなんですか。その辺ちょっと。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 指定の医療機関については、毎年大体33機関ぐらいご協力をいただいて実施しているような形でございます。以上でございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

あと、ちょっと教えていただきたいんですが、議案第43号の件で、このもととなるのは市の国保の運営も入っているのかなと思うんですが、そういった考え方でいいんですか。これは放射能関係だけに特化したものなのか、それともこの支援というのは、いわゆる塩竈市でも医療の免除をやっているんだけど、そいつの中の放射能の方、5名……、5世帯だけかの方と理解していいのかどうか。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 議案第43号関係の部分で、医療費の一部負担金の免除の中で、やはり原発関係の被災者の方も含まれております。そちらに含まれている方とこちらで保険税の減免の対象になる方というのは同じ方たちということにはなりません。ただ、保険税の免除ということでは、まだ確定をしていなかったために、今回改めて提案をさせていただいたということになっておりますので、よろしく願いします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ふだん国民健康保険に加入されている方で被災された方、減免、来年の3月31日までだということで、そうすると国で進めてくるのは多分27年度もこういった形で放射能関係の方に減免してくださいよと来ると思うんですけども、そういった26年度でこの放射能の

関係の方とか打ち切るとかというそういった情報はあるのかなのか、その辺ちょっとわかっていれば教えてください。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 まだ国から正式に27年度もしますという通知も来てはいないんですが、26年度以降分については、これからの国での議論ということになってくるのだとは思いますが、やはりこちら長いスパンで考えないと原発の被災者の方というのはなかなか対応は難しいものだと思っておりますので、国の対応を見極めながら市としてもどういう対応をしてまいるかというところは見誤らないように進めたいと思っております。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 この被災者に対する国民健康保険税の減免ということを塩竈市単独のでも次年度も上げていただきますように強く要望して終わります。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご質疑はありませんか。

なければ、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号、第43号、第47号ないし第51号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手全員であります。よって議案第42号、第43号、第47号ないし第51号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 18 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村 勝 男